

平成 29 年度（2017 年度）第 1 回宝塚市人権審議会 会議録

- 1 開催日時 平成 29 年（2017 年）7 月 4 日（火） 10 時から 12 時まで
- 2 開催場所 市役所 3 階 特別会議室
- 3 出席者 委 員 21 名中 16 名出席
事 務 局 14 名出席

委嘱辞令交付

第 3 次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針の策定について（諮問）

- 4 協議事項
 - (1) 第 3 次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針の策定について
 - ①策定趣旨について
 - ②策定スケジュールについて
 - (2) 平成 29 年度（2017 年度）第 2 次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針
行動計画及び平成 28 年度（2016 年度）実績について
 - (3) 報告事項について
 - (4) その他
- 5 内 容

事務局	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から平成 29 年度 (2017 年度) 第 1 回宝塚市人権審議会を開催いたします。</p> <p>初めに、公共的団体からの委員のうち、宝塚市青少年育成市民会議様の委員が交代されたため、新たに参画いただくこととなった委員がおられますので、市長から委嘱辞令を交付させていただきます。</p>
市長	委嘱辞令交付
事務局	<p>それでは次に、第 3 次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針策定について人権審議会へ諮問いたしますので、中川市長から審議会会長へ諮問書を手渡しさせていただきます。</p>
市長	<p>諮問 あいさつ</p>
事務局	<p>本日の委員出席者数は 16 名で、定数 21 名でございますので過半数を超えており、宝塚市人権審議会規則第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立していることを報告します。</p> <p>これからの議事進行につきましては、審議会規則第 5 条第 2 項の規定によりまして、会長にお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>あいさつ 傍聴希望者はありますか。</p>
事務局	本日の傍聴希望者はありません。
会長	それでは、議事に入ります。はじめに、「策定の趣旨」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	別紙諮問書に基づき策定の趣旨の説明
会長	<p>ご質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>(質問なし)</p>
会長	それでは続いて、「策定スケジュール」について、事務局から説明を

お願いします。

事務局

別紙策定スケジュール（予定）に基づき説明。

会長

ご質問がある方はいらっしゃいますか。

委員

諮問された基本方針は「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」とありますが、「人権教育及び人権啓発」に限った方針なのですか。すべての施策に人権の視点を取り入れていく必要があると思うが、そのためには「人権教育及び人権啓発」に限るのではなく、「人権基本方針」というような総論的な名称にしていく必要があるのではないかと。

事務局

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定している方針であるため、「教育及び啓発」の名称にしていますが、「教育と啓発」だけに限った方針ではなく策定していくつもりです。

委員

現在の基本方針も「人権教育及び人権啓発」の範疇以外と思われる人権相談の取組が入っているので、「人権基本方針」という方が良いと思うので、検討をお願いします。

会長

ご意見の趣旨を理解して議論していきたいと思います。

他にご意見がある方はいらっしゃいますか。

なければ、「平成29年度（2017年度）第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針行動計画」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

重点事業についての説明。

会長

説明のあった重点事業だけでなく、全ての事業についてご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

本年度は基本方針の審議があるため、行動計画について議論するのは今回だけとなりますので、行動計画に反映させるためにご意見をお願いします。

委員

2つ質問します。「要保護児童対策に係るネットワークの推進事業」で虐待通告件数が478件とあるが状況はどうだったのか、「子どもの権利サポート委員会事業」の課題で前年度も周知が十分でないとの記載があったが、

どのような取組をしていたのか。

国の自殺総合対策大綱の改正が予定されている。中高年の自殺者は減ってきているが、依然として若者は高い状況で、いじめと自殺は密接な関連があり、第3次基本方針に記載されるか分かりませんが、自殺対策について聞きたい。

事務局

虐待通告件数についてですが、虐待通告件数 478 件の内、市が虐待と認定し関わっているケースとしては平成 28 年度で 362 件、その内、改善したケースが 177 件、市外等へ転出したケースが 15 件、平成 29 年度に継続して関わっているケースが 170 件となっています。

362 件の内訳ですが、身体的虐待が 185 件、性的虐待が 9 件、心理的虐待が 95 件、育児放棄（ネグレクト）が 79 件となっています。

事務局

「子どもの権利サポート委員会事業」についてですが、相談件数が横ばいになっており、フリーダイヤルを設けて子どもたちから直接電話を受けやすいようにしたり、名刺サイズのカードやリーフレットを全校配布している。それでも子どもたちに周知できていないのではないかとということで、フェイスブックを始めたり、各学校と協議中であるが出前講座を検討しています。

以前は保護者からの電話が多かったが、子ども自身が電話をかけてきているので、効果があったと感じています。どちらかと言えば小学校高学年女子からの電話が多く、自殺やいじめの深刻な内容ではなく、交友関係などの悩みでとりあえず話を聞いてほしいというような内容が多くなっています。

子どもたちへの周知活動については、さまざまな方法を模索している状況です。

事務局

各市町村が自殺対策に関する計画を立てるような話が出ているが、具体的な話はこれからであり、関連部署と検討して計画を立てていくことになります。自殺対策については、庁内検討委員会を設置し、毎年、協議を行っています。

委員

子どもの権利サポート委員会事業の電話相談ですが、説明にあったように、女子は電話を掛けてくるが、男子は掛けてこないまま不登校や自殺につながってしまう。掛けてこない子どもたちに課題がないということではないということを確認しておかないといけない。今後、具体的にどのよう

な方法で、どのような目標とするのかを示してもらいたいと思います。

委員

人権擁護委員会の取組であるが、SOSレターを小中学生全員に配布しています。相談があれば、レターを書いてくるのですが、書いてくるのは女子が圧倒的な状況で男子は少ない状況です。

「子どもの権利サポート委員会事業」の電話相談についての話ですが、相談事業は基本方針の対象外ではないですか。人権擁護委員の活動は「相談業務」と「啓発業務」に分けられています。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて「人権教育及び人権啓発基本方針」にしていると言われましたが、法律にも人権教育と人権啓発に相談業務は含まれていません。人権教育と人権啓発に限定するならば、相談業務が主となる自殺対策も対象外となります。そうであるならば、相談業務が第2次基本方針や行動計画になぜ記載されているのかということになります。名称は「人権教育及び人権啓発基本方針」であるが、人権全般の基本方針であるならば自殺対策のことも基本方針に記載すべきです。基本方針と言いながら各論になっていたりするので、市の中で基本方針がどういった位置付けなのかを次回までに整理していただきたいと思います。相談業務を基本方針や行動計画に記載することに反対ではないが、整理の仕方がまずいと思います。

事務局

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に相談業務は記載されていないので、自治体の判断として基本方針に記載したものと思います。

基本方針については、次回までに整理してご説明したいと思います。

委員

基本方針の対象外だからといって外せと言っているのではなく、自殺対策についても基本方針に章立てて記載して欲しいと思っています。

事務局

基本方針は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて策定しますが、各分野の人権課題の記載については、分野別で作られた方針や計画に記載された人権に関する部分を取り込んでおり、その方針や計画には相談業務が記載されていますので、それも取り込んだものになると考えています。

会長

諮問では「人権教育及び人権啓発基本方針」となっていますが、その中には人権の取組のすべてが入る基本方針であり、当然に相談業務もその中に入ってくると思います。基本方針の位置付けについては、次回にでも説

明してもらって基本方針の策定にむけていきたいと思います。

委員 策定する基本方針の前文にそういったことが書かれている必要があると思います。

委員 性的マイノリティについての取組を市がやると決めているのに、「その他」の項目に記載されている。2020年のオリンピックに向けて多くの自治体が特だししているのに、特だしにするべきである。

事務局 策定を諮問した基本方針では、その他の人権問題ではなく、章立てで記載したいと考えています。

会長 市として章立てで記載するだけの取組を行っているのに、その他ではなく章立てにすべきだと思います。

委員 行動計画は毎年策定しているので、性的マイノリティについて特だしできるのではないかな。

事務局 現行の基本方針に基づいて行動計画を策定しているので、行動計画においても次年度からの行動計画で特だしすることになります。

委員 第3次の基本方針の期間はどうか考えているのか。

事務局 第2次の基本方針は期間が定められていませんが、平成19年（2007年）に策定されてから10年以上経過していますので、第3次についても10年が目途と考えていますが、基本方針の審議の中でお示ししたいと思います。

委員 人権の状況は日々変わっていくのに、10年はあり得ない。長くても5年、できれば3年ではないかな。

会長 策定に当たってさまざまな人権問題をどう取り出すかについては、今後、議論していきたいと思います。

基本方針の期間についても次回から協議していきます。

次に報告事項について、説明をお願いします。

事務局 2件、報告させていただきます。1件目は、市役所に来庁した市民の差

別発言がありました。市職員が指摘をしましたが、理解してもらえませんでした。今後も機会あるごとに啓発していきます。2件目は、電話にて人権文化センターの名称を変更するようとの意見がありました。

会長 それでは、次回の審議会について、事務局より説明願います。

事務局 次回の審議会は9月26日（火）で時間帯は未定です。午前であれば10時から、午後であれば14時からとなります。その次は10月31日（火）、こちらも時間帯は未定です。以上です。

会長 都合の悪い方もいらっしゃるかも知れませんが、よろしく願いします。以上をもって、第1回の人権審議会を終わります。

